発展を目指す企業家のための経営指南役

社 外 重 役

Selected Clients & Professionals Relationship

No.482 平成20年 9月 1日(月曜日)

発行)株式会社ノースアイランド

東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 ORIX堂島ビル5F Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

F P

投資クラブを離れ個人投資家増加企業を成長させる起爆剤となるか

個人投資家が、仲間と株式投資に親しむ「投資クラブ」から離れる割合が増えている。90年代後半に生まれ、小口の資金を出し合ってそれなりに利益を出していたクラブだが、個々人が経験を積み、自分なりの投資観を身につけて自立して行くことが理由と思われる。

この10年の間、急速に国際化が進み、欧米並みのM&A、ペイオフ全面解禁等々、個人の金融資産も市場型金融の影響下に入り、個人投資家が企業並みに市場に揉まれて知恵が身に付いた結果ともいえよう。

企業側から見れば、個人株主たちはかつてのように画一的ではなくなった。株主優待策という特権に対しても、「その分配当に回してほしい」との声が出て止めた卸売業もある。某食品メーカーは、製品の購買層でもある個人株主数がこの2年間ほぼ横ばいであるため、さらなる魅力ある工夫が必要と見ている。某電機メーカーの今年6月の株主総会では、経営内容に一歩踏み込んだ質問が多かった様子である。個人株主の問い合わせに電話で応対する中堅住宅メーカーは、97%が個人株主。納得がいくまで説明を求められることが多いという。

なぜその企業に投資し、どのようなリターンを期待するのか、「自分のお金」でやりくりするだけに、その声の重みが違う。資産運用をより有利にしようと「声を出す個人投資家」の増加は、やがて企業を動かす大きな流れになるとみられる。

税務会計

五輪のメダルへの報奨金は非課税連盟や協会からのものは一時所得

北京五輪で日本勢は、水泳の北島康介が2大会連続で金2個を獲得するなど大活躍した。ところで、日本の選手がオリンピックでメダルを獲った場合、JOC(日本オリンピック委員会)はメダルの色に応じて、金は300万円、銀は200万円、銅は100万円の報奨金を贈っている。この報奨金の税務上の取扱いは、所得税法の特例で非課税とされる。

一般に、賞金などは所得税法上「一時所得」に 分類され、課税対象となるが、JOCから贈られ る報奨金に関しては、租税特別措置法において 「オリンピックにおいて特に優秀な成績を収め た者を表彰するものとしてJOCから交付され る金品で財務大臣が指定するものについては、所 得税を課さない」と明記されている。

このJOCからの報奨金が初めから非課税だったわけではない。1992年のバルセロナオリンピックにおいて、女子水泳200メートル平泳ぎで当時14歳の岩崎恭子選手が見事に金メダルを獲得したが、その報奨金300万円は一時所得として課税された。

税額は、一時所得は所得の2分の1が課税されるので諸控除を引いて9万円程度と思われるが、中学生にも課税するのかと問題となり、1994年から非課税となった。

ただし、非課税となるのはJOCからの報奨金のみで、連盟や協会からの報奨金は一時所得として課税される。また、社員として所属する企業からの報奨金は給与所得の対象となる。

今週のキーワード

投資クラブ

アメリカでは50年以上の歴史がある。趣味や学生時代の仲間、主婦の集まりなど一時は35,000 もあった。イギリスは97年から5年間で7,000に達した。日本は日本証券業協会が97年に投資クラブの課税の取り扱いを明確にして誕生、ブーム期には約200クラブが活動していたが、現在は解散などで低調期にある。相場の低迷や実態の不透明さではなく、個人の初心者的な楽しみから脱し、パソコンなどを駆使する本格的な個人投資家が増えた成熟期に入ったことが理由とみられる。